

計画書

東播都市計画地区計画の変更（加西市決定）

都市計画西高室地区地区計画を次のように変更する。

名 称	西高室地区地区計画		
位 置	加西市北条町西高室字中ノ坪、字丸山ノ下、字清水田、字馬場、字奥谷及び字小沢の各一部並びに北条町東南字溝西及び字一之坪の各一部		
区 域	計画図表示のとおり		
面 積	約14.8ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、加西市の中心部、北条市街地の南に位置し、主要地方道三木宍粟線及び主要地方道高砂北条線が貫通しており、幹線道路沿道の区域と土地区画整理事業を施行することで市街地形成を図ってきた区域で構成されている。 事業所の廃業等による未利用地が存する主要地方道沿道の土地利用促進と、土地区画整理事業区域を中心とする良好な低層住宅地の形成、保全を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	西高室区画整理事業地を中心とした「低層住宅地区」、主要地方道三木宍粟線及び県道高砂北条線沿道の「利便施設地区」、主要地方道三木宍粟線沿道の廃業による工場跡地を含む区域を土地利用促進を図る区域「産業立地促進地区」に再区分し、良好な住環境の維持を図ると共に、産業施設立地などにより土地利用を進める。	
	地区施設の整備の方針	本地区の良好な住環境形成に配慮するため、公園を適切に配置する。	
	建築物等の整備の方針	低層住宅地区	緑豊かな良好な住環境を保全する一戸建ての専用住宅を中心とした低層住宅地とするため、地区整備計画区域内において、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物の高さ等の最高限度、外壁の後退距離の限度、建築物等の形態、意匠及び色彩の制限及び垣又は柵の構造の制限などを制限する。
		利便施設地区	幹線道路沿道の高い生活利便性を活かして土地利用促進を図る。



			産業立地促進地区	後背地の住宅地の良好な生活環境への配慮と幹線道路沿道としての土地利用促進を図るため、建築物の用途、外壁の後退距離の限度などを制限する。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園 (配置は計画図表示のとおり)	名 称	面 積
			1号公園	約 1,000㎡
			2号公園	約 620㎡
			3号公園	約 1,300㎡
	地区の細区分	名 称	低層住宅地区	産業立地促進地区
		面積	約8.0ha	約1.9ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するものについてはこの限りでない。 (1) 長屋住宅、共同住宅 (2) 老人ホームその他これらに類するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するものについてはこの限りでない。 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 自動車教習場 (5) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの (6) 延べ面積が15㎡を超える畜舎
		容積率の最高限度	15/10	—



	敷地面積の最低限度	165㎡	—
	建築物の高さ及び階数の最高限度	建築物の高さは10m以下とし、地階を除く階数は2以下とする。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するものについては、この限りでない。	—
	外壁の後退距離の限度	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するもの又は政令第135条の21各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するものはこの限りでない。 (1) 敷地面積が1,000㎡以上10,000㎡未満の場合 1m以上 (2) 敷地面積が10,000㎡以上の場合 2m以上
	建築物等の形態、意匠及び色彩の制限	建築物の形態、意匠及び色彩については、周辺環境との調和に配慮したものとする。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するものについては、この限りでない。	
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する部分に設置する垣又は柵は、生け垣等、周辺環境との調和に配慮したものとし、詳細については次のとおりとする。ただし、この地区計画の決定告示の際現に存するものについては、この限りでない。 (1) 道路境界部については幅	—



			0.5mの植栽帯又は空地を確保するよう努める。 (2) 道路境界部に囲障を設ける場合、植栽帯又は空地の背面に設け、高さは1.2m以下とし、透視可能な構造の生垣、フェンス、木柵又は鉄柵等とすることを基本とする。 ただし、高さが0.6m以下の部分、門扉、門柱又は門袖で幅の合計が2 m以下のものはこの限りでない。	
--	--	--	---	--

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」



理由書

本地区は、加西市都市計画マスタープランで都市機能・交流エリアとして位置付けており、主要地方道三木穴栗線及び主要地方道高砂北条線の幹線道路が貫通するなど、加西市の中心地として好条件を活かした都市機能誘導を図っていくエリアとしている。

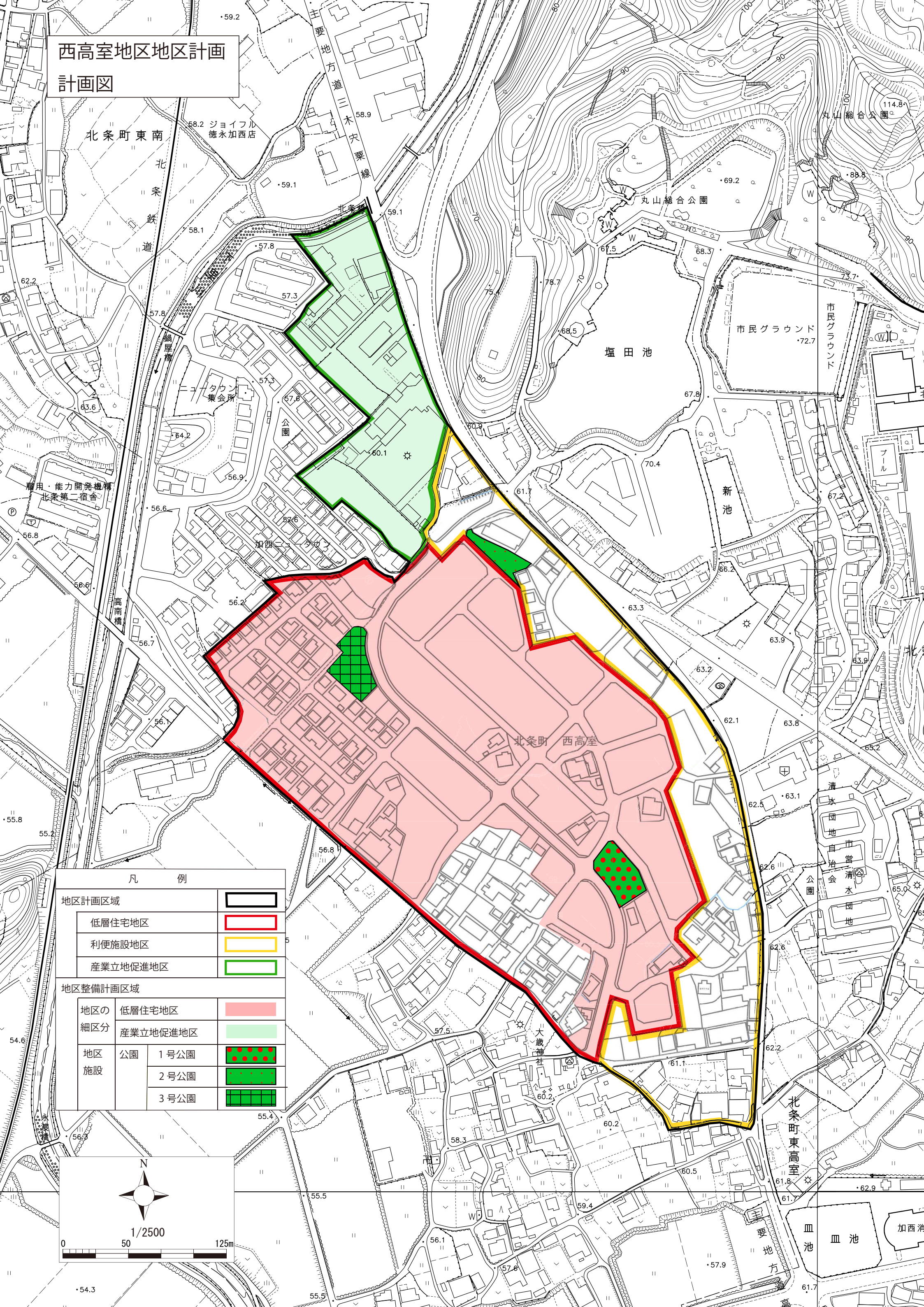
本地区計画は、土地区画整理事業により都市基盤整備を実施する区域において、住宅地として優れた立地条件を活かした定住促進に向けた良好な居住環境の形成を進めるため決定した。

令和2年7月に土地区画整理事業が完了したことによる、用途地域境界の見直しに合わせて、地区の細区分を変更する。

また、平成31年4月に開通した丸山バイパスによって交通利便性が飛躍的に向上したことで幹線道路沿道の土地利用促進が期待されるものの、一方で、地域経済を支えてきた企業の廃業による未利用地が発生していることから、本地区内未利用地への産業施設立地と後背地である住宅地の環境保全を図るため本地区計画を変更する。



西高室地区地区計画
計画図



凡 例			
地区計画区域			
低層住宅地区			
利便施設地区			
産業立地促進地区			
地区整備計画区域			
地区の 細区分	低層住宅地区		
	産業立地促進地区		
地区 施設	公園	1号公園	
		2号公園	
		3号公園	

